

私立学校設置認可等の審査スケジュール

1. 私立学校の設置認可

学校種別	開設年度の前々年度						開設年度の前年度						開設年度	
	4月	5月	6月	1月	2月	3月	～10月	11月	12月	1月	2月	3月		4月
幼稚園 小学校 中学校 義務教育学校 高等学校 特別支援学校	4月末 概要書				私学審議会 報告 意見	概要承認		10月末 申請				私学審議会 諮問 答申	認可	開設
専修学校 各種学校 [概要書不要]			6月末 概要書		私学審議会 報告 意見	概要承認		10月末 申請				私学審議会 諮問 答申	認可	開設

2. 高等学校の課程・学科設置、特別支援学校の部設置、専修学校の課程設置・目的変更、学校法人の寄附行為（変更（私学審議会への諮問が必要な事項））認可

学校種別等	開設（変更）年度の前年度												開設（変更）年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		4月
※ 高等学校 特別支援学校 専修学校 学校法人	4月末 概要書 ※			私学審議会 報告 意見				10月末 申請				私学審議会 諮問 答申	認可	開設

※学校法人の寄附行為（変更（私学審議会への諮問が必要な事項））認可については、概要書は対象外。

※私立学校の廃止、高等学校の課程等の廃止認可についても、上記に準じて審査を行う。

※概要書には「設置の趣意」「目的、名称、位置、設置の時期、課程、部、学科、収容定員、学級編制、教職員組織、施設、設備等課程等を設置しようとする学校の概要」「設置者の資産及び負債の概要」「児童又は生徒の数の確保の見込み」「他の学校その他類似施設との競合等の見込み」「その他知事が必要と求める事項」を添付すること。

3. 学校（専修学校を除き、各種学校を含む。）の収容定員に係る学則変更認可

学校種別	変更年度の前年度												変更年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		4月
幼稚園 小学校 中学校 義務教育学校 高等学校 特別支援学校 各種学校	4月末 概要書 ※			私学審議会 報告 意見			9月末 申請					私学審議会 諮問 答申	認可	変更

※概要書には「変更の理由書」「変更の時期、課程、部、学科、収容定員、学級編成、教職員組織、施設、設備等変更しようとする学則の概要」「児童、生徒又は幼児の数の確保の見込み」「他の学校その他類似施設との競合等の見込み」「その他知事が必要と認める書類」を添付すること。

☆なお、私学審議会は上記以外の時期にも開催することがある。